

■ 編集だより

編集後記

医学の領域でも、時に大きな研究不正事件が報道されることがあるが、それを我が事と感じている医師はどのくらいいるだろうか。

私は過去に、とある研修会のために作成した資料を盗用された経験がある。ささやかなものだったが一応オリジナルな内容だったため、それがそのまま第三者の出版物に掲載されているのを見たとき、すぐに盗用に気づき衝撃を受けた。また、同じ内容の論文を投稿中だったため、それが発表された後反対に自分の方が盗用を疑われるのでは、と不安になった。直接話をして、相手が「無断転載」の事実を認めて訂正にも応じたため事なきを得たが、やり取りの間「もし若手の医師や研究者だったとしたら、自分と同じように対処できただろうか、そして相手は同じように謝罪し訂正することを受け入れたらどうか」という懸念を抱いた。そのため再発防止の手立てを打とうと思い、関係者に相談したり、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を読み込んだりした。

恥ずかしながら、私はこのガイドラインの存在を知らず、このとき初めて目を通したのだが、研究に携わっている者はもちろん、それ以外の医師、特に若手医師や医学部生もこの内容を熟知しておくべきだと思った（現在の医学部教育の中では触れられているだろうか?）。ガイドラインは、次のように研究不正を強く戒めている。「研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものである」という意味において、科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることから、研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。また、不正行為は、研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものでもある。これらのことを個々の研究者はもとより、科学コミュニティや研究機関、配分機関は理解して、不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。」不正行為としては、「得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用」だけでなく、「他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿」「論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ」も挙げられている。

これを読んだとき、一番気になったのは「不適切なオーサーシップ」だった。なぜなら、さほど貢献をしていなくても所属長や同僚などに論文の共著者になってもらったり、依頼された原稿をトレーニングとして若手医師に書いてもらい、自分が点検や修正をただけで共著にしたり、といったことを、われわれは「普通に」行っているからである。しかし前者はギフト・オーサーシップ、後者は悪質なものになればゴースト・オーサーシップという不正行為になる。そのことをきちんと認識し、われわれはこうした「習慣」を正していく必要があるのではないかと考える。

上記の事案について相談した知的財産を専門とする弁護士から、「知的財産権、著作権に関する意識が最も低いのがお医者さんたちです。しかも日本の医学界はなあなあで、自浄作用が期待できない。だから研究不正が後を絶たないし、不正行為をする人は繰り返しやるんですよ」と厳しい批判をいただいた。それが現状なら、われわれはもっと研究倫理に対する感覚を研ぎ澄まさないといけない。また、「著作権侵害は所有権の侵害であると同時に人格権の侵害なので、窃盗よりも罪が重いんですよ」とも伺った。ささやかな資料を盗用されたことに対して、なぜあれほど深く自分が傷ついたのか、その理由が理解できた気がした。

田口寿子